

令和4年8月22日

保護者各位

恩納村教育委員会
教育長 當山欽也
(公印省略)

コロナ禍における学校教育の対応について（変更のお知らせ）

平素より本村の教育活動にご理解とご協力をして頂き感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として続いております。沖縄県では、国の方針を受け、7月26日付で「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」の文書を発出しました。そこで、本村でも、下記のように国、県の方針に沿って、4月6日付け配布文書の内容を変更し感染拡大防止に継続して取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。（下線部がこれまでから変更しました）。

記

1. 期間 : 令和4年8月22日（月）～令和4年9月30日（金） ※状況により、期間に変更があります。
2. 対象範囲 : 恩納村立幼稚園、小学校、中学校
3. 対応について
 - (1) 「新型コロナウイルス感染症」未然防止の取組
 - ① 幼稚園、学校の取り組み
 - ・ 3密の回避
 - ・ 手洗い、うがいの励行
 - ・ 園内、校内の消毒
 - ・ 健康観察の徹底
 - ・ マスクの着用等感染防止の推進
 - ・ 換気
 - ・ 学校間等の交流、職員の移動等の制限または、停止
 - ② 各家庭の取組
 - ・ 毎日の検温（登園前・登校前）
 - ・ バランスのとれた食事
 - ・ 3密の回避
 - ・ 手洗い、うがいの励行
 - ・ 規則正しい生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）
 - ・ 不要不急の外出を避ける工夫
 - (2) 体調不良の幼児児童生徒の出欠扱いについて **※学校と相談を密にお願い致します。**
 - ① 体調不良がある場合は、欠席し、体調を整えてから出席して下さい。
 - ② 保護者が幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染症の疑い等を理由に欠席を申し出た場合は、状況を保護者から聞き取り、校長の判断によって、相当の期間を出席停止とすることができます。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に幼児児童生徒や同居の家族等が罹患した場合**※学校と相談を密にお願い致します。**
 - ① 幼児児童生徒本人が、罹患した場合は、保健所や医師の指示があるまでは、出席停止です。
 - ② 同居の家族等が罹患した場合は、その罹患者と幼児児童生徒の感染予防を行った上で、**5日間**の出席停止。または、その幼児児童生徒は、最終接触から**2日目、3日目**の2回の抗原検査（自己負担）で陰性の場合は、**3日目**から登校できます。
 - (4) 学校関係職員が罹患した場合
 - ① 教職員が罹患した場合は、保健所、医師の指示に従い、出勤を控えます。そのため学級閉鎖等もあり得ますのでその際は、ご協力をお願いします。
 - ② 給食センター職員が罹患等した場合は、保健所、医師の指示に従い、相当期間の給食センター閉鎖を行います。その期間、幼児児童生徒は、弁当持参等の対応を保護者の皆さんに依頼しますので、ご対応を宜しくお願い致します。
 - (5) 臨時休校について
新型コロナウイルス感染症の患者が多数発生するなど、保健所や医師が臨時休校の指示、助言があった場合は、その指示に従い、相当期間の臨時休校を行います。
 - (6) **沖縄県学校・保育PCR検査**の実施について
幼児児童生徒や学校職員等に新型コロナウイルス感染症罹患者があった場合は、**学校・保育PCR検査**を実施する場合があります。その際は、ご協力をお願い致します。

(概 略)

※ 保護者の皆様におかれましては、お子さんの健康状況等について各学校と情報連携をし、相談をお願いします。

	事例	幼稚園・小・中学校の出席扱い等に関する対応
①	幼児児童生徒が陽性者となった場合	○ 医師や保健所の登園・登校指示が出るまで出席停止となります。
②	同居の家族が陽性者となった場合	住居内で感染対策を行ってください ○ 陽性者と感染予防を行った上で、 5日間 の出席停止となります (6日目から登校可能) 。 ○ ただし、最終接触から 2日目、3日目 の2回の抗原検査(自己負担)で陰性の場合は、 3日目 から登園・登校できます。
③	幼児児童生徒が体調不良の場合	○ 体調が整うまで欠席して下さい。
④	保護者の判断で、幼児児童生徒が、新型コロナウイルス感染症の疑い等がある場合	○ 場合によっては(幼児児童生徒が濃厚接触者と判断されるような事案等)、校長の判断によって出席停止とすることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱いとなります。
⑤	同居の家族等が体調不良の場合に、その幼児児童生徒の対応	○ 場合によっては(幼児児童生徒も濃厚接触者と判断されるような事案等)、校長の判断によって出席停止となることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱いとなります。
⑥	その他、新型コロナウイルス感染症について不安がある場合	○ 状況を保護者から聞き取り、校長の判断によっては、相当の期間を出席停止とすることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱いとなります。
⑦	沖縄県学校・保育PCR検査 が実施された場合の当該幼児児童生徒への対応	○ 無症状の場合：登園・登校(制限無し) しかし、学校等の状況によっては、校長の判断によって出席停止にする事があります。 ○ 有症状の場合：場合によっては、校長の判断で出席停止とすることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱いとなります。

※ 接触者で無症状の場合は、PCR検査後、陰性であれば(結果が出るまで出席停止です)、登園・登校は可能です。